

# 民生協議会協議事項

〔 日時 令和3年12月21日(火)  
本会議終了後  
場所 第三委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 生活保護廃止決定処分に係る国家賠償請求事件訴訟について
- 2 感染危機管理マニュアルの概要について
- 3 建物の寄附受納について

## 生活保護廃止決定処分に係る国家賠償請求事件訴訟について

### 1 事件の表示

- (1) 当事者 控訴人：60代 男性  
被控訴人：八戸市（代表者 市長：熊谷雄一）
- (2) 事件番号 令和3年（ネ）第50号
- (3) 事件名 国家賠償請求控訴事件

### 2 事案の概要

控訴人は、八戸市福祉事務所長が行った生活保護廃止決定処分が審査請求によって青森県知事より取消裁決を受けたにもかかわらず、生活保護を再開するなどの処分をしないまま8か月が経過したことが、精神的苦痛を与えるものだとして、国家賠償法に基づき、慰謝料50万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまでの損害遅延金の支払いを求め、青森地方裁判所八戸支部に提訴し、令和3年1月27日に棄却の判決言渡しがあった。

控訴人は、第1審判決を不服として、令和3年2月6日に仙台高等裁判所に控訴した。

### 3 判決の内容

#### (1) 判決言渡日

令和3年12月16日

#### (2) 主文

- ① 本件控訴を棄却する。
- ② 控訴費用は控訴人の負担とする。

### 4 今後について

上告期限（判決書の送達を受けた日から2週間以内）を経過していないことから、状況を注視していく。

## 感染危機管理マニュアルの概要について

### 1. マニュアル作成の目的

今夏の感染拡大（第5波）において浮き彫りとなった課題として、新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増えたことから、保健所の業務量が膨大になり、積極的疫学調査や自宅療養者への支援等に遅延が生じ始めたことから全庁体制で対応したが、保健所側の受け入れ体制が不十分であったことが挙げられる。

今般、国が感染や医療逼迫の状況等を評価する「新たなレベル分類」を提唱し、県においてもレベル移行の指標の目安等を定め、今月より運用を開始したことから、市において、国及び県のレベル分類を踏まえ、保健所機能を強化すべきタイミングや必要となる人員規模等を定め、関係部局間で共有するため、新たに「新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアル」を作成するものである。

### 2. 「新型コロナウイルス感染症危機管理マニュアル」の概要

#### (1) 保健所体制移行の考え方（陽性者数等の想定）

国が示した感染や医療逼迫の状況等を評価する「新たなレベル分類」及び県が定めた指標を踏まえつつ、次により保健所体制の強化を図ることとする。

- ・ 高い段階への移行は、高い段階の指標のいずれかが該当した場合
- ・ 低い段階への移行は、低い段階の指標が全て該当した場合
- ・ 第1段階は、全ての指標を維持している場合

保健所体制区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
移行目安指標	1日当たり陽性者数	2人以下	2人以下	9人以下	18人以下	25人以下
	全入院者数	2人以下	7人以下	22人以下	36人以下	51人以下
	全宿泊療養者数	1人以下	16人以下	27人以下	72人以下	89人以下
	全自宅療養者数	1人以下	2人以下	2人以下	9人以下	65人以下
	1日当たりPCR検査数	20人以下		20人超		

※保健所体制区分の段階の移行は、総合的に勘案して判断するものとして、移行指標の数値はあくまで目安とする。

#### (2) 各段階における人員体制及び強化計画

保健所体制については、移行目安指標を踏まえて体制の強化を図るものとする。

- ・ 第1～第2段階＝保健所（感染症担当）において、体制を確保
- ・ 第3段階＝健康部・保健所職員において体制を確保
- ・ 第4～第5段階＝全庁体制をとって体制を強化

なお、体制強化に当たっては、移行目安指標を踏まえ、あらかじめ準備を進め、段階を移行させた際には速やかに体制の強化を図るものとする。

〔段階別の各班体制〕

		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
全体体制人数		14人	17人	40人	73人	76人	
広報班	保健所	保健予防課					
		保健総務課	事務等 2	事務等 2	事務等 4	事務等 4	事務等 4
		健康づくり推進課					
		衛生課					
	計	2	2	4	4	4	
相談対応班	保健所	保健予防課	専門 2	専門 2	専門 2	専門 2	専門 2
		保健総務課					
		健康づくり推進課			専門 2	専門 4	専門 4
		衛生課					
	計	2	2	4	6	6	
疫学調査班	保健所	保健予防課	事務等 1 専門 3	事務等 1 専門 5	事務等 1 専門 5	事務等 1 専門 5	事務等 1 専門 5
		保健総務課					
		健康づくり推進課			専門 6	専門 13	専門 13
		衛生課			事務等 2	事務等 2	事務等 2
	健康部			専門 2	専門 2	専門 2	
	全庁体制				事務等 12	事務等 12	
計	4	6	16	35	35		
健康観察班	保健所	保健予防課	専門 2	専門 3	専門 3	専門 3	専門 3
		保健総務課					
		健康づくり推進課			専門 1	専門 2	専門 2
		衛生課			事務等 2	事務等 2	事務等 2
	健康部			専門 1	専門 1	専門 1	
全庁体制				事務等 5	事務等 5		
計	2	3	7	13	13		
情報管理・事務班	保健所	保健予防課	事務等 2	事務等 2	事務等 2	事務等 2	事務等 2
		保健総務課			事務等 2	事務等 2	事務等 2
		健康づくり推進課					
		衛生課					
	健康部						
全庁体制				事務等 4	事務等 7		
計	2	2	4	8	11		
患者・検体搬送班	保健所	保健予防課	事務等 2	事務等 2	事務等 1	事務等 1	事務等 1
		保健総務課					
		健康づくり推進課					
		衛生課			事務等 2	事務等 4	事務等 4
	健康部			事務等 2	事務等 2	事務等 2	
全庁体制							
計	2	2	5	7	7		
合計	保健所	保健予防課	12	15	14	14	14
		保健総務課	2	2	6	6	6
		健康づくり推進課			9	19	19
		衛生課			6	8	8
	健康部			5	5	5	
全庁体制				21	24		

※専門：保健師・看護師。 事務等：保健師・看護師以外の職種（獣医師、薬剤師、事務等）

※外部人材（専門職含む）の活用：「相談対応班」、「疫学調査班」、「健康観察班」、「情報管理・事務班」

外部委託の活用：「患者・検体搬送班」

※感染状況及び国通知等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(3) 各班の主な所掌事務

担当	主な所掌事務
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者数等の公表等に関する事</li> </ul>
電話相談班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診相談センターの運営に関する事</li> <li>・市民等からの相談対応に関する事</li> </ul>
疫学調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者の積極的疫学調査に関する事</li> <li>・行政検査の実施に関する事（医療機関との調整含む）</li> <li>・陽性者のトリアージ受診に関する事</li> <li>・入院調整に関する事</li> <li>・濃厚接触者の行政検査の調整に関する事</li> <li>・施設調査に関する事</li> </ul>
健康観察班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査結果の告知に関する事（陰性者への連絡）</li> <li>・宿泊療養施設への入所に関する事</li> <li>・自宅療養者への支援に関する事 （パルスオキシメーターの貸出、生活支援物資の配送等）</li> <li>・自宅療養者の療養指導、健康観察に関する事</li> <li>・医師会との連携、健康観察アプリの運用に関する事</li> <li>・入院患者及び宿泊療養者の療養状況等の把握に関する事。</li> <li>・濃厚接触者の健康観察に関する事</li> <li>・医療機関への受診調整に関する事</li> <li>・クラスター対応に関する事</li> </ul>
情報管理・事務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生届の受理、HER-SYSに関する事</li> <li>・陽性者への就業制限通知及び入院勧告等に関する事</li> <li>・陽性者の医療費の公費負担に関する事</li> <li>・県保健医療調整本部との連絡調整に関する事</li> <li>・データ管理に関する事</li> <li>・感染症診査協議会に関する事</li> </ul>
患者・検体搬送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検体の回収及び搬送に関する事</li> <li>・交通手段のない検査対象者、陽性者の移送に関する事</li> </ul>

※各班所掌は現時点でのものであり、感染状況及び国通知等により適宜見直しを行う。

3. マニュアル策定日 令和3年12月17日

## 建物の寄附受納について

1. 寄附者 公益財団法人八戸市総合健診センター 代表理事 熊谷 俊一

2. 寄附物件 建物一式

・本館（平成9年新築）

所 在 八戸市青葉二丁目17番2号

用 途 診療所、事務所

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺4階建

延床面積 1,842.55㎡

・別館（昭和53年新築）

所 在 八戸市青葉二丁目17番4号

用 途 健診センター

構 造 鉄筋コンクリート、鉄骨造石綿セメント板葺3階建

延床面積 3,651.35㎡

附属建物（車庫）

構 造 鉄骨造スレート葺平家建

床面積 66.00㎡

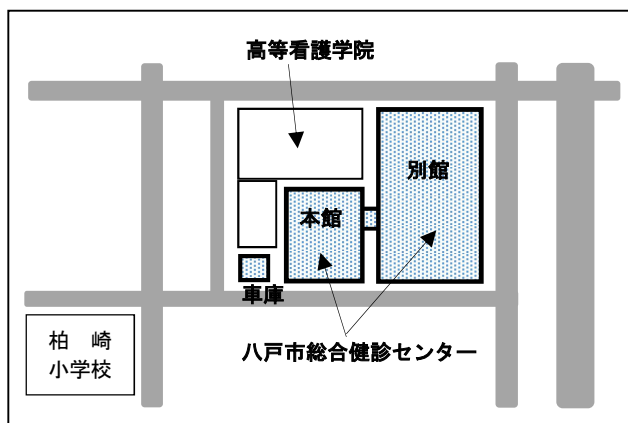
3. 寄附申込日 令和3年12月13日

4. 寄附受納日 令和3年12月下旬

5. 寄附受納後の用途

高等看護学院の校舎移転先として、今後、必要な改修工事等を行う予定

6. 位置図及び写真



八戸市総合健診センター（外観）